

「子供の居場所」づくりに対する財政支援の一覧【中国・四国地方】(令和3年4現在)

は新規施策

<鳥取県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
鳥取県子どもの居場所づくり事業 (R3年度予算額 8,601千円)	市町村	子どもの居場所づくり事業を支援する市町村に補助する。 ・事業立上経費(上限額 1団体2,000千円、補助率 県2/3市町村1/3) ・運営経費(上限額 月16回以上 2,000千円、月4～15回 1,500千円、月1～3回 1,000千円、補助率 県1/2市町村1/2)	鳥取県 福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課らし 応援対策室 TEL 0857-26-7859
とっとり子どもの居場所ネットワーク活動支援事業 (R3年度予算額 5,279千円)	県内で子ども食堂をはじめとする居場所に取り組む団体と、それを支援する団体とのネットワーク	ネットワーク活動支援に係る費用 ・人件費(ネットワーク事務局支援員1名) ・事業費(事業運営費、学生ボランティア交通費助成)	鳥取県 福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課らし 応援対策室 TEL 0857-26-7859
鳥取県学習支援充実事業 (R3年度予算額 1,633千円)	市町村	・対象世帯を横断した事業 生活困窮やひとり親等の既存の学習支援事業の対象とならない世帯の子どもを補助対象とし、学習支援を行う市町村を支援するもの。 (補助率:一般世帯の子どもの総数を、事業に参加した子どもの総数で除して得た率の1/2) ・放課後児童クラブの充実事業 既存の放課後児童クラブを活用して学習支援を行う市町村を支援するもの。 (補助率:1/2 上限額20万円/1クラブ) ・地域未来塾応援事業 生活困窮者等の世帯の子どもが、地域未来塾事業に参加する際に、補助対象とならない経費(送迎に係る費用、教材費等)を支出する市町村を支援するもの。 (補助率:1/2)	鳥取県 福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課らし 応援対策室 TEL 0857-26-7859
鳥取市子どもの居場所づくり補助金 (R3年度予算額 8,783千円)	市内で子どもの居場所づくりに取り組む民間団体等	子どもの居場所づくりの取組みを安定的・継続的に実施できるように補助を行う。 補助率10/10、上限額100～200万円(1回当たりの参加者数による)	鳥取市 総務部人権政策局中央人権福祉センター TEL 0857-24-8241
米子市子どもの居場所づくり事業 (R3年度予算額 2,000千円)	市内で子どもの居場所づくりに取り組む民間団体等	新たな子どもの居場所づくりのための立ち上げに必要な経費を支援する。 補助率 県2/3、市1/3 上限:200万円	米子市 福祉保健部子ども未来局子育て支援課 TEL 0859-23-5441
岩美町子どもの居場所づくり事業 (R3年度予算額 1,100千円)	町内で子どもの居場所づくりに取り組む民間団体等	新たに取組を行う民間団体等の立ち上げと、町内における子どもの居場所づくりの取組の運営継続・拡充、感染症予防対策を支援する。 ・事業立上経費 補助率10/10 上限額 1団体200万円 ・運営経費 補助率10/10 上限額 月1～3回100万円 ・感染症予防対策費 補助率10/10 上限額 1団体10万円	岩美町 福祉課 TEL 0857-73-1333

八頭町子どもの居場所づくり事業 (R3年度予算額 3,120千円)	民間団体、地元有志団体等	子ども食堂開催を通じた子どもの居場所づくりを支援。 ・事業立ち上げ支援 (補助率 県2/3、町1/3) ・運営費 (補助率 県1/2、町1/2)	八頭町 福祉課 TEL 0857-72-3586
智頭町子どもの居場所づくり推進事業 (R3年度予算額 1,850千円)	町内に在住の幼児～高校生とその保護者	子ども食堂の運営を補助する。(1回/週) (補助率1/2、上限750千円)	智頭町 福祉事務所 TEL 0858-75-4102
地域自主組織育成支援事業 (R3年度予算額 1,525千円)	旧小学校校区を活動範囲として地域づくりに取り組む10地区の地域自主組織	地域住民が主体的に参画する地域自主組織の活動を支援する。活動は子供の居場所づくりに限らないが、活動の一環として子ども食堂を開設したり子供対象の事業をおこなう組織あり。 ・地域自主組織活動支援交付金(補助率:町10/10、上限300万円) ・まちづくり活性化交付金(ふるさと納税の3割)	大山町 企画課 TEL 0859-54-5202
南部町子どもの居場所づくり事業 (R3年度予算額 2,052千円)	地域振興協議会ほか任意団体	子どもの居場所づくりに必要な事業として、地域において子ども食堂を設置・運営する団体に対し運営費を補助する。	南部町 子育て支援課 TEL 0859-66-5525

<島根県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
子ども・若者自立支援総合推進事業 (R3年度予算額 15,896千円)	子ども・若者育成支援推進法第13条に規定する県内の子ども・若者総合相談センターを設置する自治体	市町村における子ども・若者の居場所整備等のための事業費に必要な経費を補助する。 補助率 1/2 補助上限 1か所につき120万円	島根県 健康福祉部青少年家庭課 TEL 0852-22-6524
子どもの居場所創出等支援事業 (R3年度予算額 1,400千円)	・市町村 ・間接交付主体である市町村が適当と認める地域団体、法人、民間事業者等(団体の事務所を県内に有し、県内で活動する団体であること)	子ども食堂を開設する際の費用、既設の子ども食堂において活動内容の拡充を行う取組に係る費用を助成する。 (補助上限額)・新規開設 50万円/1か所 ・既設拡充 20万円/1か所 (補助負担割合)県1/2、市町村1/2	島根県 健康福祉部地域福祉課 TEL 0852-22-6878
子どもの居場所創出等支援事業 (R3年度予算額 1,000千円)	地域における子どもの居場所の選択肢を増やし、子どもの居場所において学習支援を実施する市町村(学習支援活動や居場所づくりに取り組むNPOや民間団体等へ市町村が委託)	地域における子どもの居場所の選択肢を増やし、子どもの居場所において学習支援を実施する団体に対して助成金を支出。 (助成率)県1/2 (助成額)1団体につき上限50万円	島根県 教育庁人権同和教育課 TEL 0852-22-5432
地域とすすめる「松江でらこや」事業費補助金 (R3年度予算額 3,068千円)	対象事業を実施するために、地域住民により組織された学習支援団体	学習支援団体により実施される学習支援活動を支援するもの。補助対象経費は、謝金、保険料、管理費とし、1団体につき年額236千円を上限(補助率10/10)とする。	松江市 教育委員会学校教育課・生涯学習課 TEL 0852-55-5656(生涯学習課)
松江市若者支援対策事業 現計予算 6,000千円 補正対応 2,000千円	松江市内において困難を有する子ども・若者の居場所の設置、運営等を行う特定非営利活動法人	居場所事業、就労支援事業、学習支援事業、体験・交流支援事業などの事業に対し補助金を交付する。 補助率10/10、上限200万円 (令和3年度は4法人に対し合計800万円を交付)	松江市 教育委員会青少年支援センター TEL 0852-24-7602
大田市子ども・若者支援体制等整備事業 (R3年度予算額 4,750千円)	大田市(運営委託先 NPO法人緑と水の連絡会議)	子ども・若者の居場所等活動整備、運営に資する次の内容に対する事業の運営、体制整備を委託。 内容 子ども・若者の居場所、活動場所の整備及び運営 子ども・若者の社会体験及び就労体験の機会提供 住み理解を深めるための啓発活動 子ども・若者育成支援に関する相談、必要な情報の提供及び助言 (集団カウンセリング、個別カウンセリング等も実施) その他、目的を達成するために必要な活動 年間開設日数は約230日。	大田市 子ども家庭相談室 TEL 0854-83-8147
家でも学校でもない第三の居場所事業 (B&G財団助成 20,000千円)	雲南市(運営委託先 株式会社キラキラ雲南)	B&G財団の助成により平成30年度に活動拠点を整備し、31年度から雲南市が出資する第三セクターに運営を委託して開始した(R3年度まではB&G財団から運営費助成あり)。就学援助を受けている小学校3年生までを対象とし、学習支援や体験活動(スポーツ・文化芸術等)のほか、入浴や食事などの生活支援、保護者相談等を行う。年間の開設日数は約230日。	雲南市 教育委員会キャリア教育政策課 TEL 0854-40-1074

<岡山県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
子どもの居場所づくり促進事業 (R3年度予算額 3,795千円)	居場所づくりを立ち上げるNPO等(市町村を通じた補助)	子どもの居場所づくりの取組がない地域での居場所設置を促進するため、地域住民やNPO等が行う居場所づくりの立ち上げを支援する市町村に対し、小学校区に1か所を限度として補助を行う。 補助率10/10・上限30万円	岡山県 保健福祉部子ども家庭課 TEL 086-226-7349
社会教育関係団体による地域パワーアップ事業 (R3年度予算額 2,000千円)	県内の社会教育関係団体(公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの)	子どもの体験活動の充実や家庭の教育力の向上等に資する事業の企画実施、プログラム開発を、NPO法人を含めた社会教育関係団体に委託。	岡山県 教育庁生涯学習課 TEL 086-226-7597
子どもの居場所等支援活動立上げ助成事業 (R3年度予算額 3,600千円)	岡山市内に本拠地のある非営利の団体・グループ	子どもたちが安心して過ごせ、地域の大人や社会とつながれる取組を支援し、困難を抱える子どもに気づき、支援につなげるため、「子どもの居場所づくり」等の支援活動を新たに取り組まれる団体等に対し、初期費用の一部を補助する。 補助金額:対象経費の10/10以内 月1日・年間12日以上開催 上限20万円 月12日・年間144日以上開催 上限80万円 対象事業: ア 食事の提供 イ 学習支援 ウ 体験活動の支援 エ 食材や日用品の提供 オ その他会長が適当と認めたもの	岡山市 岡山っ子育て成局子育て支援部こども福祉課 TEL 086-803-1221 岡山市社会福祉協議会 TEL 086-222-8619
倉敷市地域福祉基金 (市の積立金と寄附金を原資としている)	市内に活動拠点を置くボランティア団体又はNPO法人で、高齢者、障がい者、子育て中の親子等に対して行う保健福祉に関わる新規の事業活動を行うもの	高齢者、障がい者、子育て中の親子等に対して行う保健福祉に関わる新規の事業活動について、助成を行う。 【助成対象事業】 在宅福祉の普及又は向上に関する事業(介護教室の開催、訪問家事サービス、友愛訪問など) 健康づくり、生きがいづくり、自立支援及び社会参加の推進に関する事業(健康・生きがい・子育て支援などに関する講座・集い、栄養指導など) ボランティア活動の活発化に関する事業(ボランティア講習会・研修会など) 【助成限度額】 1年目 10万円 2年目 7万5,000円 3年目 5万円 【助成期間】 3年以内	倉敷市 保健福祉局保健福祉推進課 TEL 086-426-3303
中高生のための居場所開設事業 (R3年度予算額 790千円)	NPO法人	不登校及びその傾向にある児童生徒が自由に集える居場所を開設し、他の参加者との交流を通して人とふれ合うことの喜びを体験し、社会生活へ参加する意欲を育み、自立を支援する「中高生のための居場所開設事業」を委託実施。	倉敷市 教育委員会生涯学習課 TEL 086-426-3845

<p>倉敷市市民企画提案事業(補助金) (R3年度予算額 2,470千円)</p>	<p>NPOや任意団体等の民間非営利組織、町内会や自治会等の住民自治組織等</p>	<p>地域の身近な課題を解決するため、市民活動団体と行政と一緒に実施する協働事業や、市民活動団体が単独で実施する公益的な自主事業に補助金を交付する(子どもの貧困対策に限らない)。 【補助額・補助率】 ・新規チャレンジコース 15万円以内 75% ・協働準備コース 30万円以内 80% ・協働事業市民提案コース 50万円以内 90% ・協働事業行政提案コース 50万円以内 100%</p>	<p>倉敷市 企画財政局市民協働推進部 市民活動推進課 TEL 086-426-3107</p>
<p>津山市子どもの居場所づくり促進事業 (R3年度予算額 600千円)</p>	<p>子どもの居場所を新たに設置する団体</p>	<p>子どもの居場所を新たに設置する団体に対して、開設に係る経費の一部を補助する。 (補助上限額 30万円)</p>	<p>津山市 子育て推進課 TEL 0868-32-2065</p>
<p>子どもの居場所づくり促進事業 (R3年度予算額 600千円)</p>	<p>地域住民やNPO等</p>	<p>子どもの居場所づくりの取組がない地域での居場所設置を促進するため、地域住民やNPO等が行う居場所づくりの立ち上げを支援する。小学校区に1か所を限度として補助を行う。 補助率10/10、上限30万円</p>	<p>総社市 保健福祉部子ども課 TEL 0866-92-8268</p>
<p>高梁市市民提案型まちづくり支援事業(補助金) (R3年度予算額 2,500千円)</p>	<p>特定非営利法人、ボランティア団体、地域自治組織、その他 まちづくり・地域づくり活動に取り組んでいる各種団体</p>	<p>市民主体のまちづくりを推進するため、地域のさまざまな課題解決や魅力あるまちづくりに向け、市民活動団体等が自主的・主体的に企画実施する公共の利益につながる事業について、市が補助金を交付する制度(子どもの貧困対策に限らない)。 【補助額・補助率】 ・指定テーマ 上限50万 ・自由テーマ 上限30万 同一団体による継続的な事業への交付は3回を限度とするが、補助率が変化する。</p>	<p>高梁市 市民生活部 市民課市民協働係 TEL 0866-21-0254</p>
<p>第三の居場所事業 (B&G財団助成 20,000千円)</p>	<p>備前市(委託先 特定非営利活動法人ふれあいサポートちゃていず)</p>	<p>B&G財団の助成により令和元年度に活動拠点を整備し、2年度からNPO法人に運営を委託して開始する(R4年度まではB&G財団から運営費助成あり)。主に小学生を対象とし、学習支援や体験活動(スポーツ・文化芸術等)のほか、入浴や食事などの生活支援、保護者相談等を行う。年間の開設日数は約230日。</p>	<p>備前市 保健福祉部子育て支援課 TEL 0869-64-1853</p>
<p>子どもの居場所づくり促進事業 (岡山県助成 300千円 単市助成 720千円)</p>	<p>地域住民やNPO等</p>	<p>子どもの居場所づくりの取組がない地域での居場所設置を促進するため、地域住民やNPO等が行う居場所づくりの立ち上げを支援する。小学校区に1か所を限度として補助を行う。 補助率10/10・上限30万円 上記居場所の運営費を補助する。(3年間)補助率10/10・上限月3万円</p>	<p>備前市 保健福祉部子育て支援課 TEL 0869-64-1853</p>
<p>地域組織活動育成事業 (R3年度予算額 760千円)</p>	<p>町内に活動拠点があり、自主的に活動する団体(母親クラブ、子育てサークル等)で、継続的に活動を行っており、活動目的が補助団体として認められるもの</p>	<p>【対象事業】 ・親子及び世代間の交流、文化に関して継続的に行う活動 ・児童養育に関する研修等に関して継続的に行う活動 ・児童の事故防止等に関して継続的に行う活動 ・その他、児童福祉の向上に寄与に関する継続的な活動 補助上限15万2,000円</p>	<p>美咲町 教育委員会教育総務課 TEL 0868-66-2873</p>

<広島県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
ひとり親家庭等居場所づくり事業 (R3年度予算額 13,161千円)	当該事業を行う法人又は任意団体	ひとり親家庭等の「こども」と「親」両々が集うことのできる「居場所」を提供する。 年間開設日数により基準額変動 30日以上 971千円(人件費:523千円、事業費:448千円) 50日以上 1,527千円(人件費:874千円、事業費:653千円) 100日以上 2,351千円(人件費:1,572千円、事業費:779千円)	広島市 こども未来局こども・家庭支援課 TEL 082-504-2723 https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/84/4663.html
放課後プレイスクール事業 (R3年度予算額 11,089千円)	地域団体関係者等の地域の大人で構成された運営委員会	児童館未整備学区において、児童館を整備するまでの暫定的な取組として、放課後等の小学校施設等を活用した児童の遊び場・居場所づくりを地域の担い手により提供する。 ・広島市は、事業計画の規模・内容等を助成し、予算の範囲内で事業に要する経費を委託料として支出する。 ・事業に要する経費は、諸謝金、旅費、消耗品費、燃料費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費、教材費とし、広島市の定める基準により執行する。	広島市 教育委員会青少年育成部放課後対策課 TEL 082-242-2014 https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/hiromaru/153769.html
放課後子供教室事業 (R3年度予算額 1,300千円)	地域団体関係者等の地域の大人で構成された運営委員会	・児童館整備済学区において、児童館や小学校の余裕教室等を活用して、地域との連携・協働により、放課後学習の支援や様々な体験活動・交流活動を行う機会を定期的・継続的に提供する。 ・事業に要する経費は、諸謝金、旅費、消耗品費、燃料費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、教材費とし、広島市の定める基準により執行する。	広島市 教育委員会青少年育成部放課後対策課 TEL 082-242-2014
子どもの居場所づくり助成金 (R3年度予算額 1,100千円)	地域の子どもの対象に、こども食堂、学習支援など、子どもの居場所づくりに取り組む団体	子どもの居場所づくりに取り組む団体に対して、開設・運営に必要な経費とする。 ・開設費 補助率2/3 上限10万円 ただし、初年度のみ ・運営費 補助率2/3 上限10万円	呉市 福祉保健部子育て支援課企画グループ TEL 0823-25-3254
三原市子ども食堂開設支援事業 (R3年度予算額 100千円)	三原市内の団体(三原市内で実施すること、年間実施回数などの要件あり)	子ども食堂の開設に必要な備品類(冷蔵庫、調理器具、机、皿等)の購入に係る経費を助成する。(1団体当たり5万円を上限) 事業は社会福祉協議会への委託により実施	三原市 保健福祉部子育て支援課 TEL 0848-67-6045
尾道市子ども食堂支援事業補助金 (R3年度予算額 600千円)	尾道市内で地域の子どもたちを対象に、「食」の提供を通し安心して過ごせる子どもの居場所づくりに取り組む団体	子どもに食事、学習、交流の場等を提供する居場所づくりに関する事業に対し、居場所の開設および運営に要する費用の一部を予算の範囲内で交付する。 子ども食堂事業の開設に要する費用(開設費) 子ども食堂事業の運営に要する費用(運営費) とも補助対象経費の2/3以内(上限10万円)	尾道市 福祉保健部子育て支援課児童福祉係 TEL 0848-38-9205

<山口県>

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
やまぐち子ども・子育て応援ファンド(子ども食堂特別枠)助成事業 (R3年度予算額 11,300千円)	県内の子ども食堂運営者等	[助成内容] 子ども食堂開設事業 子ども食堂の開設費を助成(上限額2年総額20万円) 子ども食堂スキルアップ事業 子ども食堂の資質向上のための研修開催費を助成(上限額30万円) 子ども食堂新しい生活様式対応事業 新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式により実施する子ども食堂への助成(上限額20万円)	山口県 健康福祉部子ども・子育て応援局こども家庭課 TEL 083-933-2634
子育て支援活動補助金 (R3年度予算額 300千円)	市内に活動拠点を有し、自主的に活動する団体 (子育てサークル、各種法人、企業、子育て支援団体等) ただし、国・地方公共団体から委嘱を受けた団体、政治・宗教活動を目的とした団体を除く。	子育て中の親子の交流や居場所を提供する活動を年度的に6回以上開催される子育てサークル等を対象とする。補助対象経費の1/2以内とし、1団体につき年額5万円を上限とする。	防府市 健康福祉部子育て支援課 TEL 0835-25-2343
こども食堂ネットワーク支援事業補助金 (R3年度予算額 1,000千円)	防府市こども食堂ネットワーク協議会(事務局:防府市社会福祉協議会)	こども食堂の開設及び運営に係る経費を補助し、市内のこども食堂のネットワークの強化と、個々のこども食堂の安定した運営を図る。	防府市 健康福祉部子育て支援課 TEL 0835-25-2343
地域がつながる居場所づくり支援補助金 (R3年度予算額 1,500千円)	市内に活動拠点が有り、自主的に活動する団体 ただし、宗教・政治活動を主目的とする団体は除く	○対象事業 ・市内で年3回以上、食事の提供をする地域の居場所の運営 「地域の居場所」とは、地域住民と子どもが交流し、食事の提供や学習、遊びの支援をすることができる場をいう。 ○対象事業費のうち対象経費 開設準備費(補助上限額10万円) 運営費1回につき1万円(補助上限額20万円)	周南市 こども・福祉部こども局次世代政策課企画担当 TEL 0834-22-8827
子育て支援活動補助金 (R3年度予算額 500千円)	市内に活動拠点が有り、自主的に活動する団体 (子育てサークル、各種法人、企業、子育て支援団体等) ただし、宗教・政治活動を主目的とする団体は除く	○対象事業 ・育児サークルなど、親子の交流・居場所づくりに関する継続した活動 ・地域の子育て支援の充実に資する講習会や研修の開催 ただし、営利及び営利でない場合であっても、団体とその所属の個人に活動を通じて利益がある場合を除く) ○対象事業費のうち対象経費の1/2以内(補助上限額5万円)	周南市 こども・福祉部こども局次世代政策課企画担当 TEL 0834-22-8827

< 徳島県 >

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
鳴門市子どもの居場所づくり事業補助金 (R3年度予算額 1,800千円)	鳴門市内に活動拠点を有している団体	市内において子どもの居場所を設置しようとする団体からの企画提案書等の提出を受け、これを審査し、採択された団体に補助金を交付するもの。(補助率10/10) 初期経費(上限10万円 初年度1回のみ) 運営経費(食事の提供・学習支援 合わせて上限40万円) 初期経費・運営経費で上限50万円の補助 食事の提供・学習支援どちらか1つのみでの運営でも可	鳴門市 健康福祉部福祉事務所 子どもいきいき課 児童担当 TEL 088-684-1537

< 香川県 >

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
<p>子ども・若者孤立化防止支援事業補助金 (R3年度予算額 1,200千円)</p>	<p>次の基準を全て満たす団体とする。 子ども・若者の非行防止・健全育成を目的とした団体であること。 法人又は地域住民等で組織された任意団体であること。 補助対象年度の初年度に県内で居場所を開設すること(現在居場所の提供をしている団体が、現在の居場所とは別に、新たに居場所を開設する場合も補助対象となります。) 同一場所で居場所を2年以上提供すること。 18歳以上の構成員が5人以上の団体であること。 必要に応じ支援機関と連携を図ること。 施設賠償責任保険に加入すること。</p>	<p>困難な状況にある子ども・若者が気軽に集うことができる居場所の提供に新たに取り組む団体へ補助金を交付する。最大3団体に対し、以下の補助金を最大1年間交付する。令和3年度は新規団体の採択はせず、継続団体3団体への運営経費補助金のみの交付している。 < 開設経費補助金 > ・居場所の開設に当たり最低限必要となる工事請負費と備品等購入費で、上限40万円として補助対象年度の初年度のみ交付 < 運営経費補助金 > ・居場所を運営するため必要な経費を対象とし、初年度30万円、2・3年目40万円を上限として交付 対象費目…使用料・賃借料、報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保険料など</p>	<p>香川県 子ども政策推進局子ども政策課青少年育成グループ TEL 087-832-3195</p>
<p>子ども食堂等支援事業 (R3年度予算額 1,075千円)</p>	<p>次の - の要件を全て満たす団体。 本市において活動する団体であること 1年以上継続して子ども食堂を運営する意思及び能力を有すると認められること 当該団体の組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること 政治的活動又は宗教的活動を行うことを目的としないこと 活動の内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと 暴力団又は暴力団等の統制の下にある団体でないこと 申請時において、本市の市税に滞納がないこと</p>	<p>子ども食堂の開設や運営に係る費用の一部を補助する。 初期経費：上限10万円 運営経費：1月の開催回数又は食事等の配布回数が1回の場合 7,000円×開催又は配布月数 1月の開催回数又は食事等の配布回数が2回以上の場合 14,000円×開催又は配布月数 < 補助要件 > 開催又は配布の頻度は、1月当たり1回以上であること 開催時間は、1回おおむね1時間以上であること 1回の開催又は配布につき、10食以上の食事の提供ができる体制であること 支援が必要な子どもと関係機関とをつなぐことができる体制であること 地域の子どもが参加できるように広報活動を行うこと 保健所等関係行政機関に事前に相談し、その指導を遵守すること 営利を目的としたものでないこと 政治的又は宗教的活動に関するものでないこと。 補助対象事業に関し、国又は地方公共団体等から、補助金・負担金又はこれらに類するものの交付を受けていないこと 事業に関連する事故をカバーするための保険に加入すること 事業の実施方法等について、市が適切と認めたものであること</p>	<p>高松市 健康福祉局こども未来部子育て支援課 TEL 087-839-2354</p>
<p>子ども食堂開設等支援補助金 (R3年度予算額 1,368千円)</p>	<p>団体(任意団体やNPOを含む)で、子ども食堂を開設・運営しようとするもの</p>	<p>子ども食堂を開設する場合の経費:20万円又は補助対象経費の1/2のいずれか低い方の額。 運営する場合の経費:開催1回につき8,000円又は補助対象経費の1/2のいずれか低い方の額。 原則月2回以上の開催</p>	<p>丸亀市 健康福祉部子育て支援課 TEL 0877-24-8808</p>
<p>子どもの居場所づくり事業 (R3年度予算額 720千円)</p>	<p>市内に活動拠点のある団体 (任意団体、NPO等)</p>	<p>地域の子どもたちを対象に、市内で食事や学習支援など、団らんの場所を提供。「子どもの居場所づくり」事業を実施する団体に補助金を交付。 補助金額は1月あたり上限3万円。</p>	<p>善通寺市 保健福祉部子ども課 TEL 0877-63-6365</p>

<p>こどもの居場所づくり活動助成金 (R3年度予算額 1,200千円)</p>	<p>市内で活動拠点を置く団体もしくはグループ (1)子どもの積極的な参加への働きかけがあること。 (2)市内の子どもが誰でも利用できること。 (3)1回あたり2時間以上、1月に1回以上開催すること。 (4)実施主体が団体もしくは3名以上のグループであること。</p>	<p>子どもが自分の居場所と感じられる場を作ることを目的に様々な人々と子どもが関わられる活動に対して助成金を交付する。(運営費助成) 【助成対象経費】食材料費、諸謝金、旅費交通費、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、賃借料、保険料等 【助成金額】月額1万円以内、年額12万円以内 【助成期間】3年間 助成金交付申請の審査・決定・交付事務は三豊市社会福祉協議会に委託</p>	<p>三豊市 健康福祉部子育て支援課 TEL 0875-73-3016 三豊市社会福祉協議会 TEL 0875-63-1014</p>
<p>小豆島町子育て応援モデル事業補助金 (R3年度予算額 1,000千円)</p>	<p>小豆島町内に住所を有する者で、子どもの教育、発達に関する先進的でユニークな取り組みを行う個人や団体</p>	<p>健全な子育ての推進を図るため、先進的でユニークな子育てを行う個人や団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 補助率:10/10 限度額:1事業50万円(1年度あたり)</p>	<p>小豆島町 教育委員会子ども教育課 TEL 0879-82-7014</p>
<p>綾川町地域子育てサークル補助金 (R3年度予算額 360千円)</p>	<p>綾川町内で子育て支援に関する活動を行う者(子育てサークル)</p>	<p>綾川町内で子育て支援に関する活動(子ども食堂・学習支援等を含む)を行う子育てサークルに対して、活動費の一部を補助する。</p>	<p>綾川町 子育て支援課 TEL 087-876-6510</p>

< 愛媛県 >

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
えひめ子どもサポート事業 (R3年度予算額 3,000千円)	子育て世帯や貧困等の問題を抱える子どもを支援する団体等	以下の事業の実施に必要な経費の合計額と基準額(200千円)とを比較して低い方の額を限度として助成する。 学びを支援する事業 子どもや親を対象とした居場所づくりや相談支援を行う事業 衣食住などの生活の支援を行う事業 児童又はその保護者の就労を支援する事業 児童養護施設等の退所者や里親・特別養子縁組に関する事業 その他子育て支援に資する事業	愛媛県 保健福祉部生きがい推進局子育て支援課 TEL 089-912-2411
休日子どもサポート事業 (R3年度予算額 6,068千円)	各市町 県 各市町 各市町 民間事業者等	行政・企業・地域連携のもと、民間主導による長期休暇中や農繁期等に特化した新たな子どもの居場所づくりを推進し、行政が整備・運営に対する支援を行う。 ・運営費補助1/2 ・賃借料補助1/2 ・環境整備費補助1/2	愛媛県 保健福祉部生きがい推進局子育て支援課 TEL 089-912-2413
宇和島市子ども食堂運営事業等補助金 (R3年度予算額 1,000千円)	子ども食堂又は多世代交流食堂を1年以上継続して運営する意思及び能力を有すると認められるなど宇和島市子ども食堂運営事業等補助金交付要綱第3条第1項のすべての号に掲げる要件を満たす法人その他の団体	子どもの居場所づくり又は子どもが多世代と集いふれあう居場所づくり及び子どもの成長を地域で見守る体制整備のため、子ども食堂及び多世代交流食堂を開設及び運営しようとする団体を支援する。 【補助内容】 ・開設補助 上限20万円・補助率1/2(1) ・運営補助 上限10万円と子ども食堂等の回数に1万円を乗じて得た額を比較していずれか少ない方の額・補助率1/2(2) (1)開設経費に係る補助金の交付は、1団体当たり1施設につき1回とし、原則として、当該補助金の交付決定を受けた年度中に子ども食堂等を開設する予定のものに限る。 (2)運営経費に係る補助金の交付は、1団体当たり1施設につき1回・通33回	宇和島市 保健福祉部子育て支援室児童福祉係 TEL 0895-49-7017
八幡浜市地域型放課後児童見守り事業 (R3年度予算額 1,443千円)	地域団体、PTA等	放課後児童クラブの設置されていない小学校区において、地域団体等が公民館や学校等の既存の施設を活用し、放課後の児童に安心・安全な居場所を提供する事業に対し、補助金を交付する。 ・運営費 (補助率:人件費1/2、必要経費4/5、初期備品等整備費10/10)	八幡浜市 市民福祉部子育て支援課 TEL 0894-21-0402 (内線1167)

< 高知県 >

施策名・予算額	支援対象(支援を受けられる方)	支援の概要(趣旨、補助率等)	担当課・連絡先(詳細はこちらへ)
高知県あったかふれあいセンター事業費補助金 (R3年度予算額 351,140千円)	市町村(市町村が設置し、社会福祉法人、NPO法人、民間企業等に委託)	<p>子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる拠点を整備し、地域ニーズの把握や課題に対応した小規模多機能支援拠点としての活動に加え、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動などを行う地域福祉活動を推進するため、あったかふれあいセンター事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内で補助する。</p> <p>(1)補助対象経費 市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費 人件費 給料、職員手当等、及び共済費 その他の経費(運営経費) 賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料(1件50万円以内))、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価50万円以内)、並びに負担金 その他の経費(機能強化・拡充経費) 賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料(1件50万円以内))、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価50万円以内)、並びに負担金</p> <p>その他の経費(機能強化・拡充経費)のうち、子ども食堂の実施に係る以下の経費 [運営経費]賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費及び手数料、保険料)、使用料及び賃借料 [衛生管理経費] 保険料、腸内細菌検査料 [子育て支援及び学習支援経費] 謝金、旅費</p> <p>(2)補助基準額 人件費 以下のアとイの合算額 ア コーディネーター1人役あたり580万円 イ スタッフ1人役あたり310万円 運営経費 人件費の限度額の25%以内 機能強化・拡充経費 知事が必要と認めた額</p> <p>(3)補助率 1/2</p>	高知県 子ども・福祉政策部地域福祉政策課地域福祉推進チーム TEL 088-823-9090
高知県地域福祉推進交付金 (R3年度予算額 15,440千円)	市町村(前年度、市町村単独事業(過疎債充当)により、あったかふれあいセンター事業を実施した市町村)	<p>(1)補助対象経費 あったかふれあいセンター事業費補助金に準じる (2)補助基準額 同上 (3)補助率 前年度市町村単独事業として実施したあったかふれあいセンター事業に対して過疎債を充当した額の1/5に相当する額。ただし、補助金交付要綱別表第2第3欄に定める補助対象経費と第4欄に定める補助限度額を比較していずれか低い額に1/5を乗じた額。</p>	高知県 子ども・福祉政策部地域福祉政策課地域福祉推進チーム TEL 088-823-9090

<p>高知県あったかふれあいセンター施設整備事業費補助金 (R3年度予算額 5,500千円)</p>	<p>市町村</p>	<p>介護予防・認知症カフェ・子育て支援や障害者の地域生活支援・ショートステイ・子ども食堂の5つのメニューのうち、2つ以上に取り組むあったかふれあいセンターが使用する施設の整備(新設または改修・増築含む)を補助する。なお、当該補助金の申請にあたっては、福祉避難所に位置づけられるほか、他の補助金等が活用可能な場合は、その補助金等の充当残額相当部分に限って本事業の対象とする。</p> <p>(1)補助対象経費 事業の実施に必要な工事費(委託費・分担金・施設購入費用等を含む) ただし、用地取得または補償に関する経費や用地の整地にかかる費用は補助対象としない。</p> <p>(2)補助基準額 あったかふれあいセンターの拠点またはサテライト1カ所あたり 新設 22,000千円 改修・増築 11,000千円</p> <p>(3)補助率 1/2</p>	<p>高知県 子ども・福祉政策部地域福祉政策課地域福祉推進チーム TEL 088-823-9090</p>
<p>高知県子ども食堂支援事業費補助金 (R3年度予算額 9,500千円)</p>	<p>民間団体</p>	<p>子ども食堂の立ち上げや運営にかかる経費に対して助成する 開設経費(上限10万円) 開設・移転に伴う改修にかかる経費(上限15万円) 運営経費(1回につき上限6,500円、定期開催月5回分まで、長期休暇期間のみ開催は週3回分まで) 備品購入経費(上限5万円) 衛生管理経費(保険料、腸内細菌検査料) 子育て支援・学習支援経費(上限2万円) 感染症対策経費(上限10万円) 補助率 定額</p>	<p>高知県 子ども・福祉政策部子ども・子育て支援課企画・青少年担当 TEL 088-823-9637 https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060401/ko-chikekodomosoyokudou.html</p>
<p>高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金 (R3年度予算額 42,087千円)</p>	<p>地域子育て支援拠点運営団体(市町村、民間団体を含む)</p>	<p>地域子育て支援センターで実施する子ども食堂の立ち上げや運営にかかる経費に対して助成する 開設(上限10万円) 運営事業費(上限30万円、1回につき6,500円、定期開催月4回分まで、長期休暇期間のみ開催は週3回分まで) 補助率 1/2以内</p>	<p>高知県 子ども・福祉政策部子ども・子育て支援課子育て支援担当 TEL 088-823-9641 https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060401/2021030200411.html</p>
<p>あったかふれあいセンター事業 (R3年度予算額 21,644千円)</p>	<p>事業委託先 NPO法人ノアズアーク</p>	<p>住み慣れた地域の中で障害者や子どもから高齢者まで誰もが自由に交流できる居場所づくり。(放課後、休日時の子どもの居場所づくり) 事業費負担 県1/2、市1/2</p>	<p>土佐清水市 福祉事務所福祉児童係 TEL 0880-82-1118</p>

<p>子育て支援団体活動促進補助金 (R3年度予算額 2,100千円)</p>	<p>子育て支援活動を行う団体</p>	<p>地域における子育て支援活動の促進を図り、地域社会全体で子育て家庭を見守る機運を高め、子育てしやすいまちづくりの推進を目的に、次のとおり補助を行う。 (補助額 1団体年額70万以内) 【対象事業】 子どもの健やかな成長を支える事業 親子の交流の場の提供 子育てに関する相談の場の提供 子育て中の親の子育て力の向上のための事業 支援を必要とする子ども及び家庭を支援する事業 地域の子育て力の向上のための事業 子育て関連情報の提供及び子育て支援に関する啓発活動 子育て支援活動に対する補助事業であるが、「子どもの居場所」づくりが対象に含まれる。</p>	<p>四万十市 子育て支援課企画係 TEL 0880-34-9007</p>
---	---------------------	--	--